

任継の扶養認定に必要な添付書類

現状の被扶養者の中で、扶養の継続を希望する者についてのみ記入(但し高校生以下で継続的な勤労収入のない子供は除く)。証明書発行にかかる諸費用は被保険者負担となります。

1)基礎事項

①住民票・・・被保険者世帯の「世帯全員かつ続柄記載」の住民票」1通（提出する日から3ヶ月以内で原本、写し可）

※自治体によっては、窓口で申し出ないと記載の省略された住民票しか発行されないため、必ず「世帯全員で続柄の記載されたもの」を要求して下さい。また、発行された住民票には「この写しは世帯全員（全部）の住民票に相違ない」と記載されていることを確認して下さい。

2)前年収入

収入の有無に関わらず、必要（加入日時点で16歳未満は不要。）

②被扶養者の収入を証明する書類を市区町村で取得（提出時に最新の証明書で原本、写し可））

※市区町村ごとに証明書の名称が異なるため、「収入金額が記載されている証明書」を要求してください。

※0円の場合も記載必要 ※所得金額ではありません。

※所得証明書や（非）課税証明書は6月中旬より交付する市区町村が多いため、事前に日程を確認する。

※証明書の名称の年度はその発行年度であり、記載の収入の発生した年はその前年であり異なる。

例：平成27年度課税証明書とは、前年の平成26年の収入を証明している。

3)基礎事項

1)基礎事項

③対象者が子で夫婦共働き・・・扶養に入っていない配偶者の給与明細書（直近3ヶ月分の写し、休業されている場合は、休業直前の4カ月分の写し）直近1年分の賞与明細書（写し）および前年分の源泉徴収票（写し）

④被扶養者が被保険者と別居（または別世帯）の方

A. 別居世帯の住民票 世帯全員かつ続柄記載で、3ヶ月以内のもの。原本、写し可

B. 仕送り証明書 直近3ヶ月分必要

その家族の生計維持を確認するため、振込明細書(写)、通帳(写)、現金書留の領収書(写)等のいずれかが必要。現金での手渡し、別家族へ送金、被保険者名義のカードの所持は認められない。被保険者の単身赴任、及び子の通学のための別居については、仕送り証明書は不要。

⑤外国籍の方・・・在留カード（写し）

在留資格・在留期間の確認のために必要であるが、住民票に記載されている場合は不要

⑥続柄が親で、その親に配偶者がいる場合・・・親夫婦双方の書類（基礎事項、収入の確認）

父母双方健在でどちらか一方のみを扶養の場合、もう一方の親も生計維持者と考えられる。この場合、被保険者ともう一方の親のいずれが生計維持者であるかを確認する。

⑦学生の場合・・・有効期限内の学生証（写し）、または在学証明書（原本）

中学生以下は不要

⑧25才以上の子供が学生ではないが、障害者・病気療養中で就労不可の場合・・・理由を証明できる書類

・障害者は障害手帳又は障害年金証書（写し） ・病気療養中は医師の診断書（原本）

2)前年収入

上記②の証明書に記載されていない収入があれば、その収入を証明するものを添付。（記載されている収入が現在無い場合は、その事実を証明する書類を添付）

⑨給与収入以外(事業収入等)のある方・・・最新の確定申告書及び収支内訳書または青色申告決算書

3)当年収入

任継加入時に収入のある方はその実績及び見込額がわかるものを添付

⑩給与収入がある方・・・直近3ヶ月の給与明細書（写し可、金額と本人の氏名がわかるもの）

および直近1年分の賞与明細書（写）

給与明細がない場合は、「給与支払い証明書」（原本）を勤務先から取り寄せる

勤務開始されたばかりで給与明細が3ヶ月分揃わない場合は、「年間収入見込額証明書（書式は健保から提供）」を勤務先に記載してもらう

⑪退職し、現在無職の方・・・退職日の判るもの（退職証明書・源泉徴収票・雇用保険受給資格者証等）

⑫年金収入がある方・・・最新の年金額のわかる書類（年金振込通知書・改定通知書・年金証書等）

複数の年金を受給の場合は全ての年金（老齢年金・遺族年金・障害年金・その他各種年金）が対象

該当者のみに必要な添付書類